

国家公務員の育児休業等の利用状況に関する調査結果について

国家公務員においては、女性職員の活躍の推進及び男女全ての職員のワークライフバランスの実現に向けて、各種制度の整備及び活用促進に取り組んでおります。内閣官房内閣人事局及び人事院は、仕事と家庭の両立支援のための制度等の検討に資するため、国家公務員の育児休業等の利用状況に関する3件の調査を行いましたので、その結果を公表します。

なお、調査結果のポイントについては、次のとおりです。

<調査結果のポイント>

- 国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ(内閣人事局実施、別添1)
令和6年度の一般職(行政執行法人※1を除く。)の男性国家公務員の1週間以上の育児休業取得率は 84.2%に増加。こども未来戦略の目標《2025 年に1週間以上の取得率 85%》の達成まで残り 0.8 ポイントとなり、着実に進展。
- 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップ(内閣人事局実施、別添1)
令和5年度に子が生まれた男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上の取得率は 76.6%となっており、平均取得日数(61 日)は昨年度調査より増加。
- 仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(人事院実施、別添2)
令和6年度の一般職の男性国家公務員の育児休業取得率(一日以上取得)は 85.9%と、過去最高。

※1 行政執行法人とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第 103 号)第2条第4項に規定する法人を指す。以下同じ。

<調査結果の詳細> ()内は昨年度結果。以下同じ。

《一般職(行政執行法人を除く)》

○令和6年度の育児休業の取得状況①

- ・男性職員の1週間以上の取得率※2※3 84.2%(79.1%)
2週間以上の取得率※2※3 79.4%(73.9%)
(参考)男性職員の1日以上取得率※3 86.1%(80.9%)
- ・女性職員の1週間以上の取得率※3 102.5%(104.8%)
2週間以上の取得率※3 102.5%(104.8%)
(参考)女性職員の1日以上取得率※3 102.5%(104.8%)
- ・育児休業期間の平均 男性職員 2.6 月(2.4 月)、女性職員 16.4 月(16.5 月)
全職員 7.0 月(6.9 月)

※2 こども未来戦略(令和5年 12 月 22 日閣議決定)において、男性職員(一般職)の育児休業取得目標(2025(令和7)年 85%(1週間以上)、2030(令和 12)年 85%(2週間以上))を設定。

※3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が 100%を超えることがある。

《一般職(行政執行法人を除く)+特別職》

○令和6年度の育児休業の取得状況①

・1日以上取得率 男性職員 57.8%(52.1%)、女性職員 104.0%(102.8%)

(参考)「男の産休」使用率(5日未満を含む) 96.7%(96.3%)

○令和5年度に子が生まれた男性職員の育児に伴う休暇・休業※4の取得状況②

・子の出生後1年以内の育児に伴う休暇・休業1か月以上の取得率※5 76.6%(82.2%)

(参考)1日以上の休暇・休業の取得率 94.4%(96.4%)

・平均取得日数 61日(56日)

○令和6年度の男性職員の「男の産休」の使用状況※6①

・「男の産休」5日以上使用率 85.6%(86.2%)

・配偶者出産休暇の使用率 95.1%(92.7%)、平均使用日数 2.0日(1.9日)

・育児参加のための休暇の使用率 91.4%(90.8%)、平均使用日数 4.6日(4.7日)

※4 育児に伴う休暇・休業とは、以下の11項目を指す。

育児休業、育児短時間勤務、育児時間、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇、保育時間、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、年次休暇

※5 「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月27日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)において、子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目標に設定。

※6 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)において、全ての男性職員が配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を5日以上取得することを目標として設定。

《一般職(※介護休暇等は行政執行法人を除く)》

○育児休業の取得状況③

・1日以上取得率 男性職員 85.9%(80.9%)、女性職員 102.2%(104.7%)

・育児休業期間の平均 男性職員 2.6月(2.4月)、女性職員 16.4月(16.5月)

全職員 7.0月(6.9月)

○介護休暇等の使用状況※7③

・介護休暇の利用者数 全職員 236人(232人)

男性職員 104人(116人)、女性職員 132人(116人)

・介護時間の利用者数 全職員 88人(72人)

男性職員 25人(27人)、女性職員 63人(45人)

・短期介護休暇の利用者数 全職員 6,249人(4,383人)

男性職員 4,134人(2,904人)

女性職員 2,115人(1,479人)

○配偶者同行休業の取得状況※7③

・新たに配偶者同行休業した 全職員 78人(83人)

男性職員 15人(9人)、女性職員 63人(74人)

※7 隔年調査のため、()内は令和4年度結果。

<参考:各調査の対象等について>

- ① 国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ(内閣人事局実施、別添1)
 - ・対象:行政執行法人職員を除く一般職国家公務員及び防衛省の特別職国家公務員
 - ・育児休業の取得率の分子:令和6年度に新たに取得した職員(令和5年度以前に子が生まれた職員も含む。)
 - ・男の産休の使用率の分子:令和6年度に新たに取得した職員(令和6年度中に子が生まれた職員で、令和5年度に男の産休を使用した職員も含む。)
 - ・育児休業の取得率・男の産休の使用率の分母:令和6年度中に子が生まれた職員
- ② 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップ(内閣人事局実施、別添1)
 - ・対象:行政執行法人職員を除く一般職国家公務員及び防衛省の特別職国家公務員
 - ・取得率の分子:子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を取得した職員
 - ・取得率の分母:令和5年度中に子が生まれた職員
- ③ 仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(人事院実施、別添2)
 - ・仕事と家庭の両立支援のための制度等の検討に資するため、令和6年度における一般職国家公務員の育児休業等、介護休暇等及び配偶者同行休業の取得実態について調査。
 - ・対象:
 - (i) 育児休業等(行政執行法人を含む)
 - ・ 令和6年度に子が生まれた常勤職員(育児休業の対象職員に限る。)及び同年度に育児休業、育児短時間勤務又は育児時間を取得した常勤職員。
 - ・ 令和6年度に子が生まれた非常勤職員(育児休業の対象職員に限る。)及び同年度に育児休業又は育児時間を取得した非常勤職員。
 - (ii) 介護休暇等(行政執行法人を除く)
 - ・ 令和6年(暦年)に介護休暇(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第20条)、介護時間(同法第20条の2)、短期介護休暇(人事院規則15-14第22条第1項第12号)を使用した常勤職員。
 - ・ 令和6年度に介護休暇(人事院規則15-15第4条第2項第4号)、介護時間(同項第5号)、短期介護休暇(同項第3号)を使用した非常勤職員。
 - (iii) 配偶者同行休業(行政執行法人を含む)
 - ・ 令和6年度に在職した常勤職員のうち、同年度に配偶者同行休業を開始した職員。

【連絡先】

- ①、②について 内閣官房内閣人事局インクルージョン促進係
米田、泉、吉村、飯嶋、北本 電話 03-6257-3749(直通)
E-mail:w-diversity.z8f@cas.go.jp
- ③について 人事院職員福祉局職員福祉課
松田、武田、湯浅、安藤 電話 03-3581-5311(内線 2564)

「国家公務員の育児休業等の取得状況」及び 「男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上 取得促進」に係るフォローアップ

令和7年11月

内閣官房 内閣人事局

1 国家公務員(一般職)の育児休業の取得状況(令和6年度)注1

「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より

(1) 新規取得者数及び取得率注2・注3

- 令和6年度に新たに育児休業を取得した国家公務員(一般職)について、
- ・ 1週間以上の取得率は、男性84.2%、女性102.5%(前年度 男性79.1%、女性104.8%)
→ 「こども未来戦略」の目標《2025年 男性国家公務員の育児休業1週間以上の取得率 85%》に向けて着実に取組が進んでいる。
 - ・ 2週間以上の取得率は、男性79.4%、女性102.5%(前年度 男性73.9%、女性104.8%)

	男性職員					女性職員				
	新規取得者のうち 下記の期間取得した職員 数(人)(A) 注2		当該年度中に 子が生まれた 職員数 (育児休業の対象 職員に限る) (人)(B)	1週間以上 の取得率 (%) (A/B) 注3	2週間以上 の取得率 (%) (A/B) 注3	新規取得者のうち 下記の期間取得した職員 数(人)(A') 注2		当該年度中に 子が生まれた 職員数 (育児休業の対象 職員に限る) (人)(B')	1週間以上 の取得率 (%) (A'/B') 注3	2週間以上 の取得率 (%) (A'/B') 注3
	1週間以上	2週間以上				1週間以上	2週間以上			
令和6年度	4,461	4,204	5,298	84.2	79.4	2,142	2,141	2,089	102.5	102.5
令和5年度	3,964	4,243	5,361	79.1	73.9	2,037	2,037	1,943	104.8	104.8

注1 一般職(行政執行法人職員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する法人の職員)を除く。)の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和6年度)結果の概要」(令和7年11月28日人事院)から、行政執行法人職員の数値を除いている。なお、勤務地や勤務体系によらず、行政執行法人職員を除く全ての一般職の国家公務員が対象(在外公館勤務者及び特殊な勤務体系の者を含む)。

注2 「新規取得者」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した者をいう。

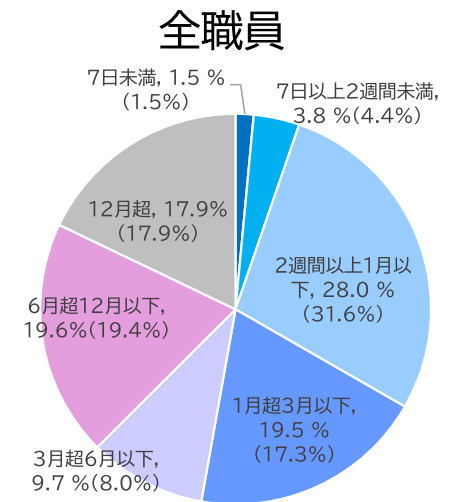
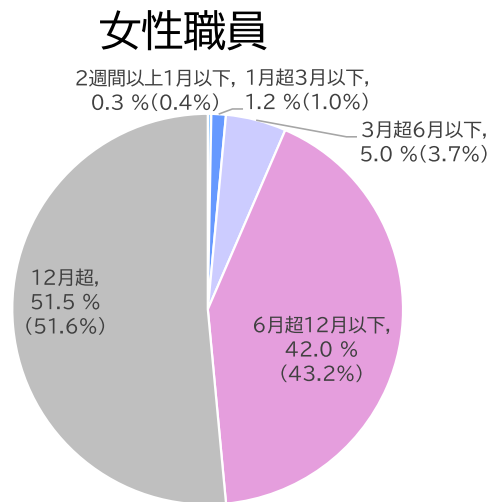
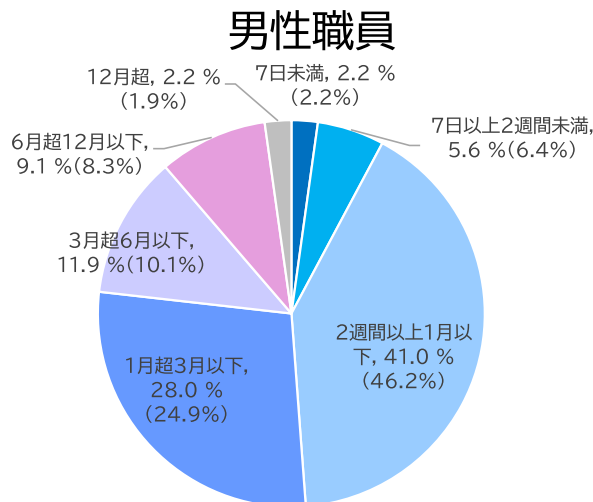
注3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

1 国家公務員(一般職)の育児休業の取得状況(令和6年度)注1

「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より

(2) 新規取得者の育児休業期間(複数回取得の場合、合算)注2・注3

- 令和6年度に新たに育児休業を取得した職員の休業期間の平均は、男性2.6月、女性16.4月、全職員7.0月(前年度 男性2.4月、女性16.5月、全職員6.9月)で、休業期間の期間分布は下のグラフのとおり。
→休業期間はほぼ横ばい。男性職員では1月以下の取得者が約半数を占める。
一方、女性職員では6月超の取得者が9割を超える。



注1 一般職(行政執行法人職員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する法人の職員)を除く。)の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和6年度)結果の概要」(令和7年11月28日人事院)から、行政執行法人職員の数値を除いている。なお、勤務地や勤務体系によらず、行政執行法人職員を除く全ての一般職の国家公務員が対象(在外公館勤務者及び特殊な勤務体系の者を含む)。

注2 割合はそれぞれ四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある。

注3 令和6年度中に複数回取得した場合、当該期間(1回目～5回目)を合算した期間である。

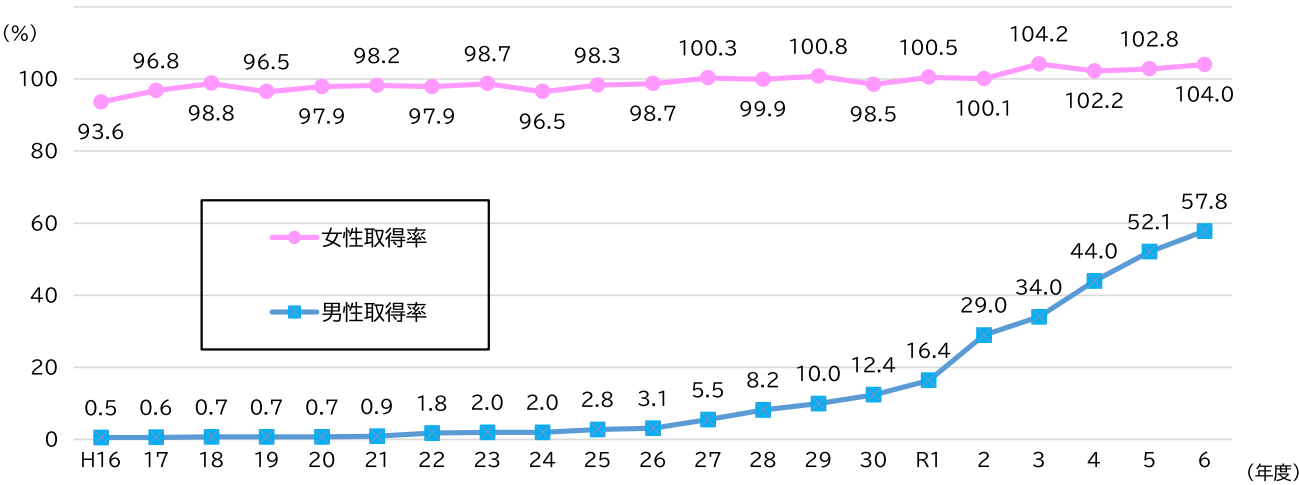
注4 ()内は前年度の数値である。

【参考】 国家公務員(一般職・特別職)の育児休業の取得状況注1

「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より

新規取得者数及び取得率注2・注3

- 令和6年度に国家公務員(一般職・特別職)が1日以上の子育て休業を新たに取得した割合は、男性職員が57.8%(前年度52.1%)、女性職員が104.0%(前年度102.8%)
→男性職員の育児休業取得率は平成16年度の調査開始以降、最高値。



注1 一般職(行政執行法人職員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する法人の職員)を除く。)及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和6年度)結果の概要」(令和7年11月28日人事院)から、行政執行法人職員の数値を除いた一般職の数値に、防衛省の特別職の数値を加えている。なお、勤務地や勤務体系によらず、行政執行法人職員を除く全ての一般職及び防衛省の特別職の国家公務員が対象(在外公館勤務者及び特殊な勤務体系の者を含む)。

注2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。

注3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せず、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

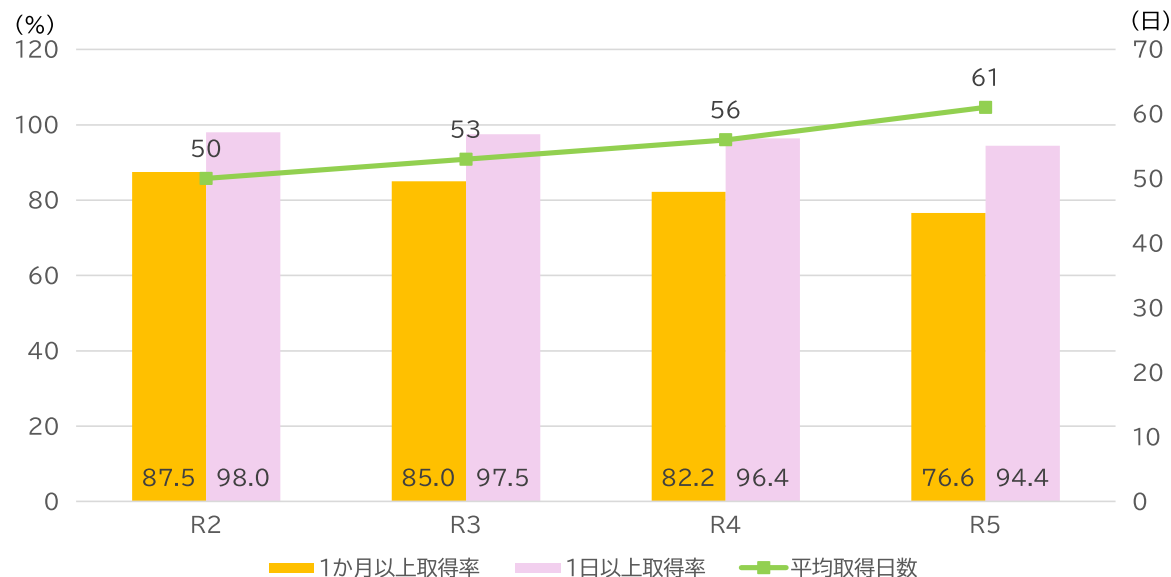
	男性職員			女性職員		
	新規取得者数 (人)(A) 注2	当該年度中に子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員に限る) (人)(B)	取得率(%) (A/B) 注3	新規取得者数 (人)(A') 注2	当該年度中に子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員に限る) (人)(B')	取得率(%) (A'/B') 注3
令和6年度	6,455	11,160	57.8	3,070	2,953	104.0
令和5年度	5,781	11,089	52.1	2,963	2,881	102.8

2 国家公務員(一般職・特別職)の男性職員の休暇・休業の取得状況^{注1}

「男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップ」より

子の出生後1年以内の育児に伴う休暇・休業の取得率^{注2・注3}

- 令和5年度にこどもが生まれた男性職員が、子の出生後1年以内に1か月以上の休暇・休業を取得した割合は76.6%（前年度82.2%）
- なお、1日以上休暇・休業を取得した割合は94.4%（前年度96.4%）
- 休暇・休業の平均取得日数は61日（前年度56日）



注1 一般職(行政執行法人職員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する法人の職員)を除く。)及び防衛省の特別職の男性のうち、子の出生時点から調査対象期間末日までの間に休職等の事情がなく、継続して休暇・休業の取得が可能な職員の数値。

注2 育児に伴う休暇・休業とは、以下の11項目を指す。

①育児休業、②育児短時間勤務、③育児時間、④配偶者出産休業、⑤育児参加のための休暇、⑥保育時間、⑦子の看護休暇、⑧短期介護休暇、⑨介護休暇、⑩介護時間、⑪年次休暇

注3 休暇・休業を取得できなかった又は取得しなかった理由は、業務多忙、代替要員の確保困難、在外勤務等との時期の重複、収入面での不安などがある。

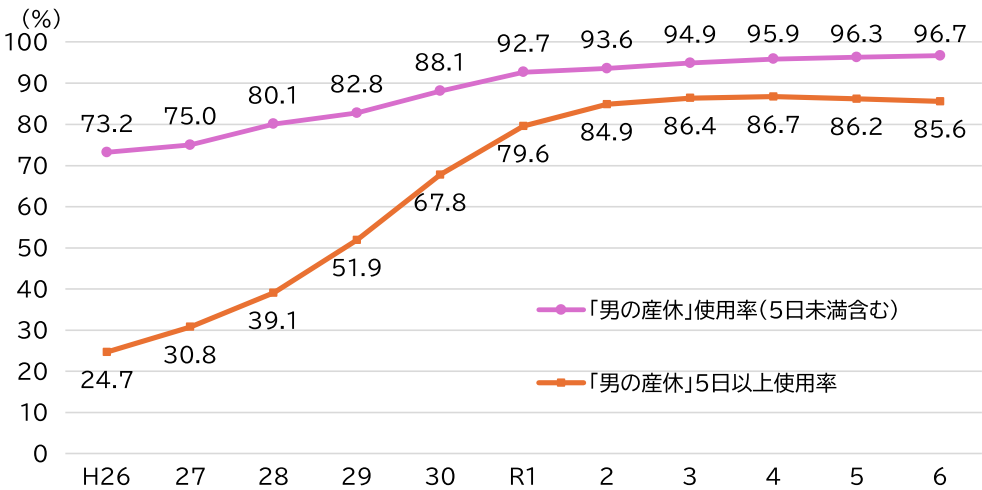
3 国家公務員(一般職・特別職)の「男の産休」の使用状況^{注1・2}

「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より

(1) 「男の産休」の使用率

- 令和6年度に子が生まれた男性職員のうち、「男の産休」(配偶者出産休暇^{注3}又は育児参加のための休暇^{注4})の使用率は96.7%(前年度96.3%)、5日以上の使用率(両休暇を合わせて5日以上)は85.6%(前年度86.2%)
→「男の産休」の使用率は継続して上昇しており、100%に近づいている一方で、5日以上の使用率はほぼ横ばい。

	平成26年度	～	令和5年度	令和6年度
「男の産休」 5日以上使用率 (%)	24.7	～	86.2	85.6
「男の産休」使用率 (5日未満含む) (%)	73.2	～	96.3	96.7



注1 一般職(行政執行法人職員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する法人の職員)を除く。)及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和6年度)結果の概要」(令和7年11月28日人事院)から、行政執行法人職員の数値を除いた一般職の数値に防衛省の特別職の数値を加えている。なお、勤務地や勤務体系によらず、行政執行法人職員を除く全ての一般職及び防衛省の特別職の国家公務員が対象(在外公館勤務者及び特殊な勤務体系の者を含む)。

注2 「男の産休」は、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。

注3 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇。

注4 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前から子が生まれて1年を経過する日までに、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇。

3 国家公務員(一般職・特別職)の「男の産休」の使用状況^{注1}

「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より

(2) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用率、平均使用日数

令和6年度に子が生まれた男性職員のうち、

- ・ 配偶者出産休暇^{注2}の使用率は95.1%、平均使用日数は2.0日（前年度92.7%、1.9日）
- ・ 育児参加のための休暇^{注3}の使用率は91.4%、平均使用日数は4.6日（前年度90.8%、4.7日）
→両休暇とも使用率は増加し、使用日数はほぼ横ばい。

	令和6年度		令和5年度	
	使用率(%)	平均使用日数(日)	使用率(%)	平均使用日数(日)
配偶者出産休暇	95.1	2.0	92.7	1.9
育児参加のための休暇	91.4	4.6	90.8	4.7

注1 一般職(行政執行法人職員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する法人の職員)を除く。)及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和6年度)結果の概要」(令和7年11月28日人事院)から、行政執行法人職員の数値を除いた一般職の数値に防衛省の特別職の数値を加えている。なお、勤務地や勤務体系によらず、行政執行法人職員を除く全ての一般職及び防衛省の特別職の国家公務員が対象(在外公館勤務者及び特殊な勤務体系の者を含む)。

注2 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇。

注3 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前から子が生まれて1年を経過する日までに、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇。

国家公務員(一般職)の育児休業(1週間以上・2週間以上)の新規取得状況(令和6年度)

府省等名	男性職員					女性職員				
	当該年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(人)(A)	新規取得者のうち、1週間以上の取得者数(人)(B)	1週間以上の取得率(%) (B/A)	新規取得者のうち、2週間以上の取得者数(人)(C)	2週間以上の取得率(%) (C/A)	当該年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(人)(A')	新規取得者のうち、1週間以上の取得者数(人)(B')	1週間以上の取得率(%) (B'/A')	新規取得者のうち、2週間以上の取得者数(人)(C')	2週間以上の取得率(%) (C'/A')
内閣官房	27	21	77.8	19	70.4	2	2	100.0	2	100.0
内閣法制局	2	2	100.0	2	100.0	2	2	100.0	2	100.0
内閣府	61	45	73.8	45	73.8	17	20	117.6	20	117.6
宮内庁	16	11	68.8	11	68.8	6	4	66.7	4	66.7
公正取引委員会	17	17	100.0	17	100.0	6	8	133.3	8	133.3
国家公安委員会 (警察庁)	126	110	87.3	103	81.7	24	30	125.0	30	125.0
個人情報保護委員会	4	3	75.0	3	75.0	0	0	—	0	—
カジノ管理委員会	3	3	100.0	3	100.0	1	1	100.0	1	100.0
金融庁	53	33	62.3	32	60.4	25	24	96.0	24	96.0
消費者庁	11	8	72.7	7	63.6	5	4	80.0	4	80.0
こども家庭庁	9	9	100.0	9	100.0	3	3	100.0	3	100.0
デジタル庁	6	6	100.0	6	100.0	1	1	100.0	1	100.0
復興庁	7	6	85.7	4	57.1	0	0	—	0	—
総務省	102	75	73.5	71	69.6	54	52	96.3	52	96.3
法務省	1,207	978	81.0	910	75.4	429	422	98.4	422	98.4
外務省	116	49	42.2	43	37.1	47	54	114.9	54	114.9
財務省	1,508	1,397	92.6	1,321	87.6	674	664	98.5	664	98.5
文部科学省	47	38	80.9	37	78.7	26	33	126.9	33	126.9
厚生労働省	460	441	95.9	416	90.4	246	278	113.0	278	113.0
農林水産省	198	170	85.9	164	82.8	116	125	107.8	124	106.9
経済産業省	162	126	77.8	117	72.2	73	71	97.3	71	97.3
国土交通省	1,064	839	78.9	793	74.5	288	299	103.8	299	103.8
環境省	66	50	75.8	49	74.2	21	22	104.8	22	104.8
防衛省	0	0	—	0	—	0	0	—	0	—
人事院	10	9	90.0	8	80.0	8	8	100.0	8	100.0
会計検査院	16	15	93.8	14	87.5	15	15	100.0	15	100.0
合計	5,298	4,461	84.2	4,204	79.4	2,089	2,142	102.5	2,141	102.5

注1 作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和6年度)結果の概要」(令和7年11月28日)から行政執行法人を除いた一般職の数値を計上している。なお、勤務地や勤務体系によらず、行政執行法人職員を除く全ての一般職の国家公務員が対象(在外公館勤務者及び特殊な勤務体系の者を含む。)
 2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。
 3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

国家公務員(一般職・特別職)の育児休業(1日以上)の新規取得状況

(上段:令和6年度、下段:令和5年度)

府省等名	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人)(A)	当該年度中に子が生ま れた職員数(育児休業 の対象職員に限る) (人)(B)	取得率 (%) (A/B)	新規 取得者数 (人)(A')	当該年度中に子が生ま れた職員数(育児休業 の対象職員に限る) (人)(B')	取得率 (%) (A'/B')
内閣官房	21	27	77.8	2	2	100.0
	16	22	72.7	2	2	100.0
内閣法制局	2	2	100.0	2	2	100.0
	0	1	0.0	1	1	100.0
内閣府	46	61	75.4	20	17	117.6
	37	56	66.1	22	22	100.0
宮内庁	11	16	68.8	4	6	66.7
	11	17	64.7	6	4	150.0
公正取引委員会	17	17	100.0	8	6	133.3
	19	19	100.0	9	9	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	112	126	88.9	30	24	125.0
	108	155	69.7	28	27	103.7
個人情報保護委員会	3	4	75.0	0	0	—
	3	6	50.0	1	1	100.0
カジノ管理委員会	3	3	100.0	1	1	100.0
	1	1	100.0	0	0	—
金融庁	34	53	64.2	24	25	96.0
	25	39	64.1	20	18	111.1
消費者庁	8	11	72.7	4	5	80.0
	11	13	84.6	1	1	100.0
こども家庭庁	9	9	100.0	3	3	100.0
	12	13	92.3	3	3	100.0
デジタル庁	6	6	100.0	1	1	100.0
	10	16	62.5	0	0	—
復興庁	6	7	85.7	0	0	—
	1	1	100.0	0	0	—
総務省	76	102	74.5	52	54	96.3
	73	98	74.5	49	47	104.3
法務省	1,004	1,207	83.2	422	429	98.4
	956	1,245	76.8	373	350	106.6
外務省	51	116	44.0	54	47	114.9
	47	111	42.3	38	41	92.7
財務省	1,434	1,508	95.1	664	674	98.5
	1,455	1,625	89.5	690	673	102.5
文部科学省	38	47	80.9	33	26	126.9
	41	42	97.6	29	27	107.4
厚生労働省	451	460	98.0	278	246	113.0
	453	466	97.2	267	260	102.7
農林水産省	172	198	86.9	125	116	107.8
	147	175	84.0	119	118	100.8
経済産業省	128	162	79.0	71	73	97.3
	104	144	72.2	94	86	109.3
国土交通省	855	1,064	80.4	299	288	103.8
	763	1,040	73.4	245	215	114.0
環境省	50	66	75.8	22	21	104.8
	22	32	68.8	20	18	111.1
防衛省	1,893	5,862	32.3	928	864	107.4
	1,444	5,729	25.2	926	938	98.7
人事院	9	10	90.0	8	8	100.0
	8	9	88.9	4	3	133.3
会計検査院	16	16	100.0	15	15	100.0
	14	14	100.0	16	17	94.1
合計	6,455	11,160	57.8	3,070	2,953	104.0
	5,781	11,089	52.1	2,963	2,881	102.8

注1 作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和6年度)結果の概要」(令和7年11月28日)から行政執行法人を除いた一般職の数値及び内閣人事局が別途防衛省から聴取した特別職の数値を計上している。なお、勤務地や勤務体系によらず、行政執行法人職員を除く全ての一般職及び防衛省の特別職の国家公務員が対象(在外公館勤務者及び特殊な勤務体系の者を含む)。

2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。

3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

国家公務員(一般職・特別職)の令和5年度にこどもが生まれた男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得状況

(令和7年3月31日現在)

	対象職員(人) (a) (注1)	取得者(人) (b) (注2)	取得率(%) (b/a)	平均取得日数 (日) (注3)	子の出生後8 週間以内の平 均取得日数 (日)	子の出生後1年 以内に1か月以 上取得した職 員 (人) (c)	子の出生後1年 以内に1か月以 上取得の職員 (%) (c/a)
内閣官房	26	23	88.5%	91	36	19	73.1%
内閣法制局	3	3	100.0%	150	13	3	100.0%
内閣府	40	40	100.0%	109	32	34	85.0%
宮内庁	17	17	100.0%	52	24	13	76.5%
公正取引委員会	17	17	100.0%	78	34	17	100.0%
国家公安委員会 (警察庁)	128	128	100.0%	85	32	123	96.1%
個人情報保護委員会	4	4	100.0%	90	42	3	75.0%
カジノ管理委員会	1	1	100.0%	192	33	1	100.0%
金融庁	28	28	100.0%	82	28	25	89.3%
消費者庁	10	10	100.0%	61	35	8	80.0%
こども家庭庁	9	9	100.0%	36	24	5	55.6%
デジタル庁	10	10	100.0%	77	31	10	100.0%
復興庁	2	2	100.0%	35	20	2	100.0%
総務省	78	77	98.7%	90	30	65	83.3%
法務省	1,168	1,168	100.0%	71	29	1,106	94.7%
外務省	93	93	100.0%	62	22	78	83.9%
財務省	1,544	1,542	99.9%	85	32	1,435	92.9%
文部科学省	27	27	100.0%	121	44	23	85.2%
厚生労働省	437	426	97.5%	91	33	408	93.4%
農林水産省	139	138	99.3%	84	32	125	89.9%
経済産業省	114	114	100.0%	69	35	110	96.5%
国土交通省	999	971	97.2%	61	30	943	94.4%
環境省	28	28	100.0%	69	27	22	78.6%
防衛省	5,093	4,578	89.9%	44	20	3,092	60.7%
人事院	7	7	100.0%	132	43	6	85.7%
会計検査院	13	13	100.0%	126	41	13	100.0%
合 計	10,035	9,474	94.4%	61	25	7,689	76.6%

注1 「対象職員」とは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までにこどもが生まれた一般職の国家公務員(行政執行法人職員を除く。)及び防衛省の特別職の男性職員のうち、子の出生時点又は調査対象期間末日時点で身分上、休暇・休業の取得が不可能な職員を除いた職員をいう。

2 「取得者」とは、子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を取得した職員をいう。

3 「平均取得日数」とは、子の出生後1年以内の平均取得日数をいう。

国家公務員(一般職・特別職)の「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇)の使用状況

(上段:令和6年度、下段:令和5年度)

府省等名	当該年度中に 子が生まれた 男性職員数 (人) (A)	「男の産休」		配偶者出産休暇		育児参加のための休暇	
		(A)のうち 「男の産休」を5 日以上使用した 職員数 (人)(B)	使用率 (%) (B/A)	(A)のうち配 偶者出産休暇 を使用した職 員数(人)(C)	使用率 (%) (C/A)	(A)のうち育児 参加のための休 暇を使用した職 員数 (人)(C')	使用率 (%) (C'/A)
内閣官房	30	22	73.3	26	86.7	24	80.0
	26	19	73.1	20	76.9	21	80.8
内閣法制局	2	1	50.0	2	100.0	2	100.0
	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
内閣府	61	55	90.2	57	93.4	58	95.1
	56	46	82.1	52	92.9	52	92.9
宮内庁	16	10	62.5	15	93.8	13	81.3
	17	14	82.4	17	100.0	17	100.0
公正取引委員会	17	14	82.4	12	70.6	15	88.2
	19	12	63.2	16	84.2	14	73.7
国家公安委員会 (警察庁)	126	112	88.9	123	97.6	121	96.0
	159	137	86.2	152	95.6	146	91.8
個人情報保護委員会	4	4	100.0	4	100.0	4	100.0
	6	5	83.3	6	100.0	5	83.3
カジノ管理委員会	4	4	100.0	4	100.0	4	100.0
	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
金融庁	53	41	77.4	47	88.7	47	88.7
	39	31	79.5	32	82.1	33	84.6
消費者庁	11	9	81.8	10	90.9	11	100.0
	13	8	61.5	13	100.0	9	69.2
こども家庭庁	9	7	77.8	9	100.0	7	77.8
	13	10	76.9	11	84.6	11	84.6
デジタル庁	6	4	66.7	6	100.0	4	66.7
	16	8	50.0	13	81.3	10	62.5
復興庁	7	5	71.4	6	85.7	5	71.4
	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
総務省	102	81	79.4	94	92.2	85	83.3
	98	69	70.4	88	89.8	76	77.6
法務省	1,253	1,045	83.4	1,203	96.0	1,150	91.8
	1,255	1,053	83.9	1,206	96.1	1,175	93.6
外務省	116	58	50.0	74	63.8	70	60.3
	111	47	42.3	51	45.9	58	52.3
財務省	1,508	1,259	83.5	1,453	96.4	1,348	89.4
	1,626	1,421	87.4	1,571	96.6	1,503	92.4
文部科学省	48	33	68.8	46	95.8	38	79.2
	45	30	66.7	41	91.1	34	75.6
厚生労働省	477	387	81.1	454	95.2	423	88.7
	470	388	82.6	439	93.4	426	90.6
農林水産省	198	141	71.2	184	92.9	166	83.8
	179	138	77.1	166	92.7	158	88.3
経済産業省	162	120	74.1	145	89.5	136	84.0
	148	109	73.6	128	86.5	124	83.8
国土交通省	1,120	935	83.5	1,085	96.9	1,024	91.4
	1,208	1,009	83.5	1,137	94.1	1,102	91.2
環境省	66	44	66.7	59	89.4	48	72.7
	32	17	53.1	27	84.4	20	62.5
防衛省	5,873	5,252	89.4	5,597	95.3	5,496	93.6
	5,736	5,142	89.6	5,265	91.8	5,238	91.3
人事院	10	7	70.0	7	70.0	7	70.0
	9	7	77.8	9	100.0	8	88.9
会計検査院	16	15	93.8	14	87.5	15	93.8
	14	14	100.0	13	92.9	14	100.0
合計	11,295	9,665	85.6	10,736	95.1	10,321	91.4
	11,298	9,736	86.2	10,475	92.7	10,256	90.8

注1 作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和6年度)結果の概要」(令和7年11月28日)から行政執法人を除いた一般職の数値及び内閣人事局が別途防衛省から聴取した特別職の数値を計上している。

2 「男の産休」は、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。

3 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇である。

4 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前から子が生まれて1年を経過する日までに、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇である。

仕事と家庭の両立支援関係制度の 利用状況調査(令和6年度)

結果の概要

令和7年11月

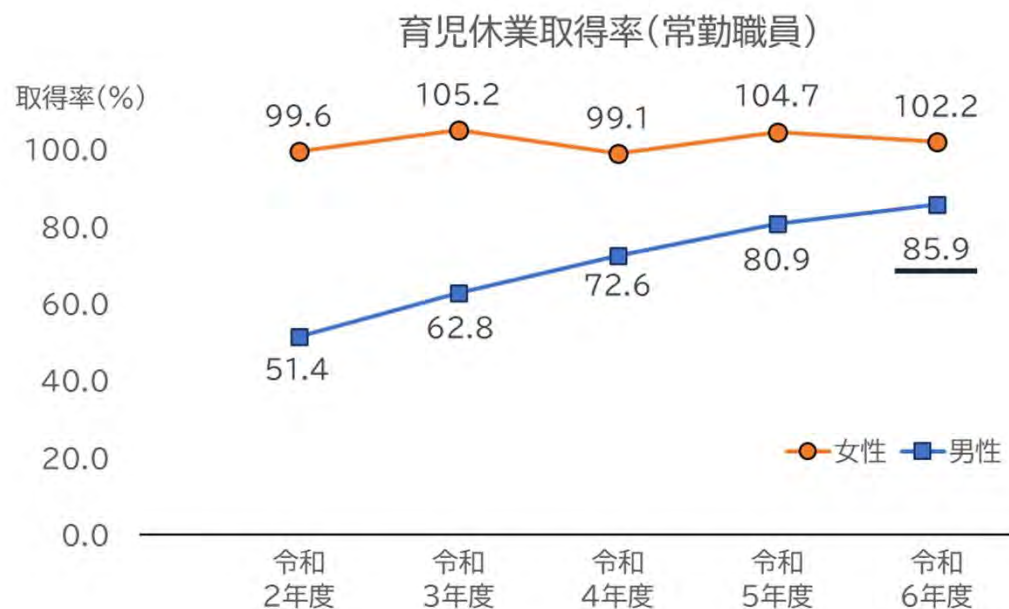
人 事 院

I 育児休業等実態調査の結果

1 令和6年度における育児休業の取得状況

(1) 取得率

- ・ 常勤職員の育児休業取得率は、男性85.9%、女性102.2%(前年度 男性80.9%、女性104.7%)
- ・ 非常勤職員の育児休業の取得率は、男性48.9%、女性93.8%(前年度 男性55.1%、女性110.3%)



(注)

(1) 「育児休業」は、3歳に達するまでの子(非常勤職員については原則として1歳に達するまでの子)を養育するために休業をすることができる制度。

(2) 令和6年度の「取得率」は、令和6年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に最初の育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、令和5年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和6年度になって最初の育児休業をした職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。令和3～5年度の「取得率」も同様。

(3) 令和2年度の「取得率」は、令和2年度中に新たに育児休業が可能となった職員数(a')に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b')の割合(b'/a')。(b')には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せずに、令和2年度になって新たに育児休業をした職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

(参考)

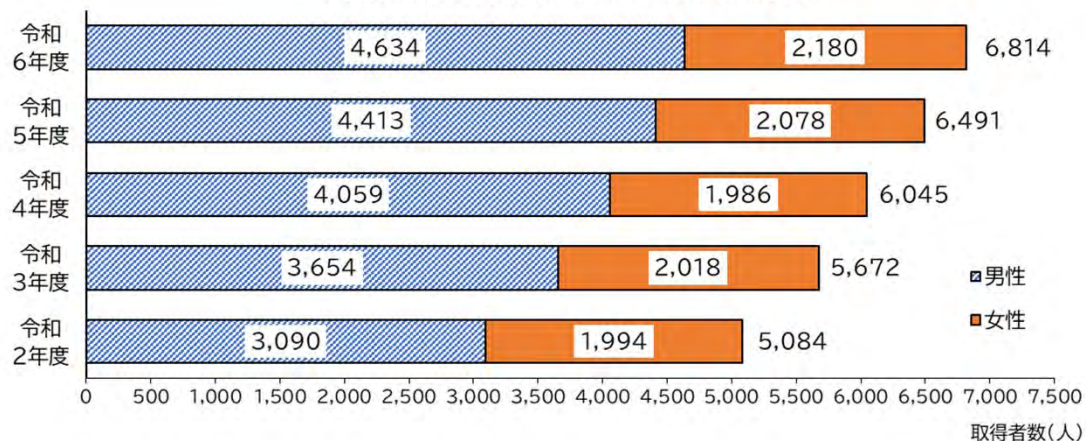
こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)における男性職員の育児休業取得目標:
 令和7年85%(1週間以上)、令和12年85%(2週間以上)
 当該設定期間を踏まえた男性常勤職員(一般職国家公務員(行政執行法人を含まない))
 の育児休業取得率(令和6年度)は、84.2%(1週間以上)、79.4%(2週間以上)

I 育児休業等実態調査の結果

(2) 新規取得者数

- ・ 育児休業を新規取得した常勤職員は、6,814人(男性4,634人、女性2,180人)(前年度 全体6,491人(男性4,413人、女性2,078人))、育児休業をした期間がある常勤職員は、10,366人(男性5,493人、女性4,873人)
- ・ 育児休業を新規取得した非常勤職員は、262人(男性22人、女性240人)(前年度 全体294人(男性27人、女性267人))、育児休業をした期間がある非常勤職員は、392人(男性26人、女性366人)

育児休業新規取得者数(常勤職員)



育児休業新規取得者数(非常勤職員)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性	8	7	20	27	22
女性	268	299	283	267	240
全体	276	306	303	294	262

(注)「新規取得者」とは、調査年度に調査年度以前に生まれた子についての最初の育児休業を取得した職員をいう。

I 育児休業等実態調査の結果

(3) 育児休業取得者の育児休業期間

最初の育児休業を取得した常勤職員の休業期間の平均は、7.0月(男性2.6月、女性16.4月)
 (前年度 全体6.9月(男性2.4月、女性16.5月))

新規取得者の取得回数別平均取得期間及び取得者数(常勤職員)

平均取得期間:(月) 取得者数:(人)

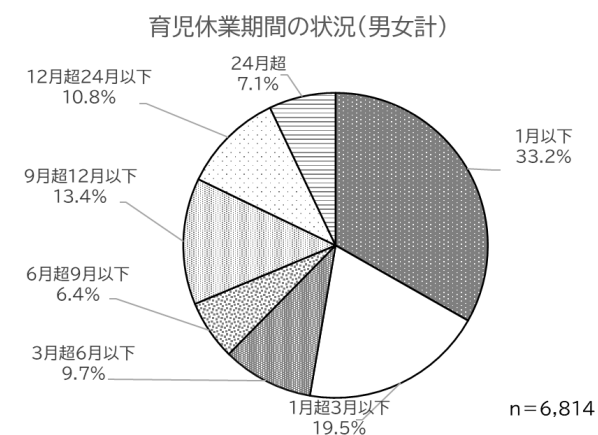
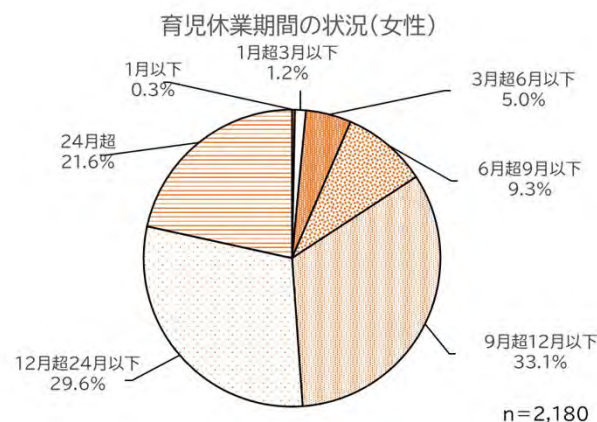
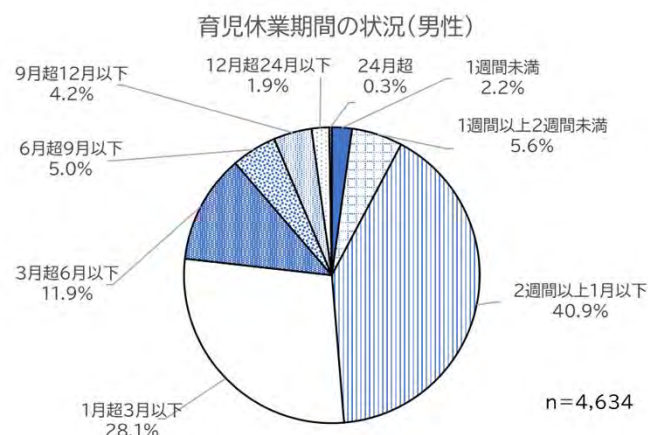
		取得回数														
		1回			2回			3回			4回			合計		
		全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
平均 取得 期間	1回目	7.4	2.5	16.4	1.0	0.8	10.7	0.5	0.5	-	0.4	0.4	-	6.8	2.3	16.3
	2回目				1.9	1.9	3.2	0.8	0.8	-	0.4	0.4	-	1.8	1.8	3.2
	3回目							2.3	2.3	-	0.6	0.6	-	2.2	2.2	-
	4回目										1.1	1.1	-	1.1	1.1	-
	計	7.4	2.5	16.4	3.0	2.7	13.9	3.7	3.7	-	2.4	2.4	-	7.0	2.6	16.4
取得者数		6,115	3,949	2,166	609	595	14	81	81	0	9	9	0	6,814	4,634	2,180

- (注) (1) 常勤職員の育児休業は子が3歳に達するまで取得可能な制度であり、令和7年度以降も取得する場合がある。
 (2) 令和6年度に2回以上の育児休業をした期間がある常勤職員にあっては、当該期間を合算した期間(以下同じ)。
 (3) 月数計算は育児休業取得日数を30で除し少数第2位を四捨五入した値を計上しており、例えば育児休業を31日取得した者は「1月以下」の区分に含まれる(以下同じ)。

I 育児休業等実態調査の結果

令和6年度に最初の育児休業を取得した常勤職員の休業期間の分布状況は、

- ・ 男性は「2週間以上1月以下」の職員が40.9%(前年度46.3%)と最も多く、次いで「1月超3月以下」が28.1%(前年度24.8%)となっており、2週間以上が92.2%(前年度91.3%)。
- ・ 女性は「9月超12月以下」が33.1%(前年度33.9%)と最も多い。

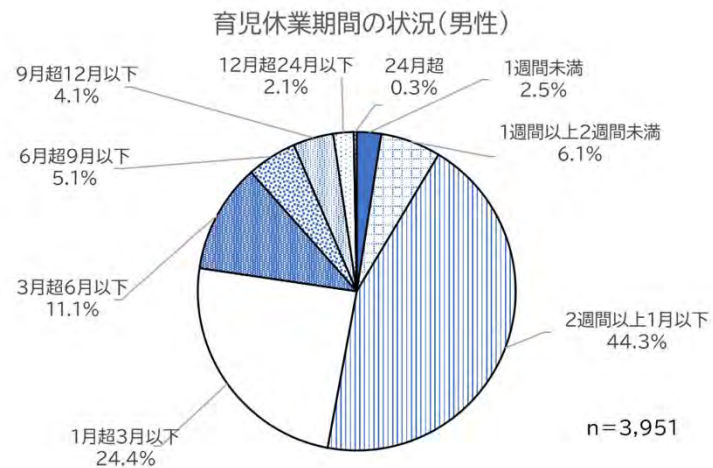


(注) 各内訳の割合は、四捨五入による端数処理の関係で、その合計が100%にならない場合がある(以下同じ)。

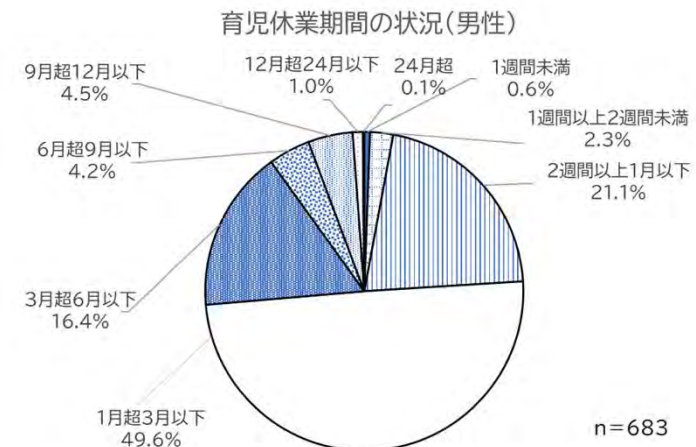
I 育児休業等実態調査の結果

育児休業取得回数別の常勤職員の休業期間の分布状況では、最初の育児休業を2週間以上取得した男性職員の割合は、1回のみ取得が91.4%(前年度90.8%)、2回以上取得が97.1%(前年度95.4%)

【育児休業取得回数:1回のみ】



【育児休業取得回数:2回以上】

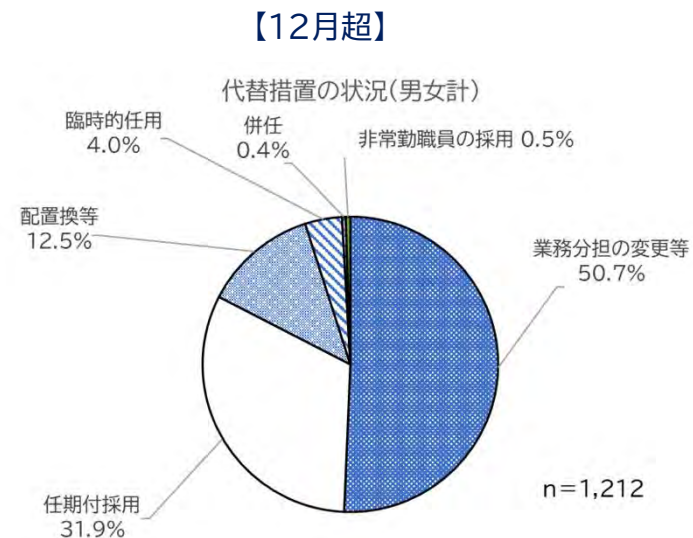
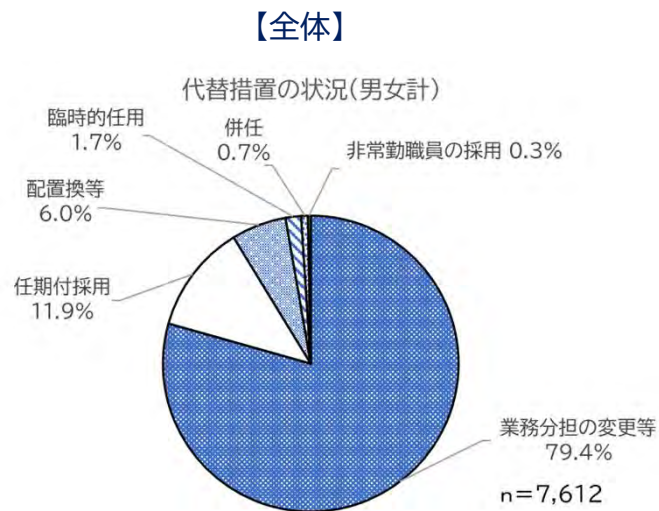


I 育児休業等実態調査の結果

(4) 取得期間別代替措置

最初の育児休業を取得した常勤職員の取得期間別の代替措置の状況を見ると、「業務分担の変更等」が最も多く、次いで「任期付採用」となっている。

取得期間が「12月超」の場合も同様であるが、「業務分担の変更等」の割合が減少し、任期付採用等の割合が増加している。



(注) 令和6年度に2回以上の育児休業を取得した職員にあっては、それぞれの育児休業期間における代替措置の状況を計上している。

I 育児休業等実態調査の結果

2 令和6年度における配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

(1) 配偶者出産休暇

令和6年度に子が生まれた男性職員のうち配偶者出産休暇を使用した

- ・ 常勤職員の割合は、94.8%(5,232人)(前年度93.7%(5,299人))
- ・ 非常勤職員の割合は、69.6%(32人)(前年度88.6%(39人))

(注)「配偶者出産休暇」は、妻が出産予定である又は出産した男性職員(非常勤職員についてはこのうち勤務日数等の一定の要件を満たす者)に対し、妻の出産に伴う入院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇(行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇)。

(2) 育児参加のための休暇

令和6年度に子が生まれた男性職員のうち育児参加のための休暇を使用した

- ・ 常勤職員の割合は、88.9%(4,907人)(前年度90.1%(5,094人))
- ・ 非常勤職員の割合は、73.9%(34人)(前年度79.5%(35人))

(注)「育児参加のための休暇」は、妻が出産予定である又は出産した男性職員(非常勤職員についてはこのうち勤務日数等の一定の要件を満たす者)に対し、妻の産前期間から子の出生日以後1年を経過するまでの間に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇(行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇)。

I 育児休業等実態調査の結果

(3) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を合わせた使用状況

令和6年度に子が生まれた男性職員のうち配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上使用した

- ・ 常勤職員の割合は、81.3%(4,483人)(前年度82.4%(4,657人))
- ・ 非常勤職員の割合は、60.9%(28人)(前年度63.6%(28人))

令和6年度に子が生まれた男性職員のうち配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した

- ・ 常勤職員の割合は、96.5%(5,325人)(前年度96.5%(5,456人))
- ・ 非常勤職員の割合は、80.4%(37人)(前年度90.9%(40人))

(注)「配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員」には、どちらか一方の休暇のみ使用した場合と両休暇とも使用した場合のいずれも含まれる。

I 育児休業等実態調査の結果

3 令和6年度における育児短時間勤務の取得状況

令和6年度以前に生まれた子についての最初の育児短時間勤務を取得した

- ・ 常勤職員は、203人(男性31人、女性172人)(前年度 全体252人(男性82人、女性170人))

育児短時間勤務をした期間がある

- ・ 常勤職員は、380人(男性63人、女性317人)

(注)「育児短時間勤務」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週19時間25分から24時間35分までの短時間勤務をすることができる制度。

4 令和6年度における育児時間の取得状況

令和6年度以前に生まれた子についての最初の育児時間を取得した

- ・ 常勤職員は、1,433人(男性215人、女性1,218人)(前年度 全体1,420人(男性227人、女性1,193人))
- ・ 非常勤職員は、47人(男性1人、女性46人)(前年度 全体51人(男性1人、女性50人))

育児時間を取得した期間がある

- ・ 常勤職員は、4,158人(男性465人、女性3,693人)
- ・ 非常勤職員は、68人(男性1人、女性67人)

(注)(1)「育児時間」は、小学校就学の始期に達するまでの子(非常勤職員については3歳に達するまでの子)を養育するため、1日につき2時間まで勤務しないことができる制度(行政執行法人にあっては、これに準ずる制度)。(令和6年度時点)

(2) 制度改正により、令和7年10月からは小学校就学の始期に達するまでの子を養育する非常勤職員も取得可能に。また、1日につき2時間まで勤務しないことができる形態に加え、1年につき10日相当の範囲内で勤務しないことができる形態が新設され、いずれの形態で取得するかを申し取得することとなっている。

Ⅱ 介護休暇等使用実態調査の結果

1 令和6年(非常勤職員は令和6年度)中における介護休暇の使用状況

介護休暇を使用した

- ・ 常勤職員は、236人(男性104人、女性132人)(前回調査(令和4年) 全体232人(男性116人、女性116人))
- ・ 非常勤職員は、113人(男性18人、女性95人)(前回調査(令和4年度) 全体101人(男性8人、女性93人))

介護休暇の使用者数(常勤職員) (人)			
	全体	男性	女性
令和6年	236	104	132
令和4年	232	116	116

介護休暇の使用者数(非常勤職員) (人)			
	全体	男性	女性
令和6年度	113	18	95
令和4年度	101	8	93

- (注)(1)「介護休暇」は、負傷、疾病又は老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障がある家族(以下「要介護者」という。)の介護のため、一の継続する要介護状態ごとに通算して6月の期間内(3回まで分割可。非常勤職員については要介護者ごとに通算して93日の期間内。)で休暇を使用できる制度。
- (2) 常勤職員の介護休暇等については、令和6年における使用実態を、非常勤職員の介護休暇等については令和6年度における使用実態を調査している。(以下同じ)
- (3) 使用者数は、同一の職員が複数の継続する要介護状態(非常勤職員については複数の要介護者)について介護休暇を使用した場合には、それぞれ1人として計上している。

Ⅱ 介護休暇等使用実態調査の結果

2 令和6年(非常勤職員は令和6年度)中における介護時間の使用状況

介護時間を使用した

- ・ 常勤職員は、88人(男性25人、女性63人)(前回調査(令和4年) 全体72人(男性27人、女性45人))
- ・ 非常勤職員は、21人(男性2人、女性19人)(前回調査(令和4年度) 全体17人(男性2人、女性15人))

介護時間の使用者数(常勤職員) (人)			
	全体	男性	女性
令和6年	88	25	63
令和4年	72	27	45

介護時間の使用者数(非常勤職員) (人)			
	全体	男性	女性
令和6年度	21	2	19
令和4年度	17	2	15

(注)(1)「介護時間」は、要介護者の介護のため、一の継続する要介護状態ごと(非常勤職員については要介護者ごと)に連続する3年の期間内で1日につき2時間以内で休暇を使用できる制度。
 (2) 使用者数は、同一の職員が複数の継続する要介護状態(非常勤職員については複数の要介護者)について介護時間を使用した場合には、それぞれ1人として計上している。

Ⅱ 介護休暇等使用実態調査の結果

3 令和6年(非常勤職員は令和6年度)中における短期介護休暇の使用状況

短期介護休暇を使用した

- ・ 常勤職員は、6,249人(男性4,134人、女性2,115人)(前回調査(令和4年) 全体4,383人(男性2,904人、女性1,479人))
- ・ 非常勤職員は、1,258人(男性178人、女性1,080人)(前回調査(令和4年度) 全体753人(男性105人、女性648人))

短期介護休暇の使用者数(常勤職員) (人)

	全体		
		男性	女性
令和6年	6,249	4,134	2,115
令和4年	4,383	2,904	1,479

短期介護休暇の使用者数(非常勤職員) (人)

	全体		
		男性	女性
令和6年度	1,258	178	1,080
令和4年度	753	105	648

(注)(1)「短期介護休暇」は、要介護者の介護等のため、年5日(要介護者が2人以上の場合は10日)の範囲内で休暇を使用できる制度。
(2) 使用者数は、同一の職員が複数の要介護者について短期介護休暇を使用した場合であっても、1人として計上している。

Ⅱ 介護休暇等使用実態調査の結果

4 職員と要介護者の続柄の状況

常勤職員の介護休暇、介護時間、短期介護休暇のそれぞれについて、職員と要介護者の続柄を見ると、介護休暇、短期介護休暇は「父母」が最も多く、次いで「子」、「配偶者」の順。介護時間は、「子」が最も多く、次いで「父母」、「配偶者」の順。

職員の性別ごとに見ると、男性職員は、いずれの制度も「父母」が最も多い。女性職員について、介護休暇、短期介護休暇は「父母」が、介護時間は「子」が最も多い。

職員と要介護者の続柄別使用者数(介護休暇:常勤職員)

(人)

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
全体	236 (100.0%)	44 (18.6%)	135 (57.2%)	49 (20.8%)	1 (0.4%)	3 (1.3%)	3 (1.3%)	1 (0.4%)
男性	104 (100.0%)	32 (30.8%)	53 (51.0%)	15 (14.4%)	1 (1.0%)	2 (1.9%)	1 (1.0%)	0
女性	132 (100.0%)	12 (9.1%)	82 (62.1%)	34 (25.8%)	0	1 (0.8%)	2 (1.5%)	1 (0.8%)

職員と要介護者の続柄別使用者数(介護時間:常勤職員)

(人)

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
全体	126 (100.0%)	12 (9.5%)	52 (41.3%)	60 (47.6%)	2 (1.6%)	0	0	0
男性	25 (100.0%)	9 (36.0%)	12 (48.0%)	4 (16.0%)	0	0	0	0
女性	101 (100.0%)	3 (3.0%)	40 (39.6%)	56 (55.4%)	2 (2.0%)	0	0	0

職員と要介護者の続柄別使用者数(短期介護休暇:常勤職員)

(人)

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
全体	7,267 (100.0%)	731 (10.1%)	5,274 (72.6%)	756 (10.4%)	318 (4.4%)	86 (1.2%)	94 (1.3%)	8 (0.1%)
男性	4,811 (100.0%)	612 (12.7%)	3,487 (72.5%)	401 (8.3%)	217 (4.5%)	35 (0.7%)	56 (1.2%)	3 (0.1%)
女性	2,456 (100.0%)	119 (4.8%)	1,787 (72.8%)	355 (14.5%)	101 (4.1%)	51 (2.1%)	38 (1.5%)	5 (0.2%)

(注) (1) 短期介護休暇の使用者数の合計が「Ⅱ3 短期介護休暇の使用者数」における使用者数の合計と異なるのは、同一の職員が異なる要介護者に対し使用した場合があるため。

(2) 各欄の()内は、合計に占める割合。四捨五入による端数処理の関係で、その合計が100%にならない場合がある(Ⅱ5～8の各表において同じ。)。

Ⅱ 介護休暇等使用実態調査の結果

5 介護休暇の使用パターンの状況

常勤職員の介護休暇の使用パターンは、

- ・ 主として全日の休暇を連続して使用した職員の割合が79.7%
- ・ 主として断続して使用した職員を合わせると、主として全日の休暇を使用した職員が90.3%

介護休暇の使用パターン別使用者数(常勤職員) (人)				
合計	主として全日		主として時間	
	主として連続	主として断続	主として連続	主として断続
236 (100.0%)	188 (79.7%)	25 (10.6%)	13 (5.5%)	10 (4.2%)

(注) 「主として全日」とは、取得した休暇のおおむね半数以上が全日の休暇であったパターン。
「主として時間」とは、取得した休暇のおおむね半数以上が時間単位の休暇であったパターン。
「主として連続」とは、休暇のおおむね半数以上が2日以上続けて取得したものであったパターン。
「主として断続」とは、休暇のおおむね半数以上が1日以上間を置いて取得したものであったパターン。

Ⅱ 介護休暇等使用実態調査の結果

6 介護休暇の指定期間の状況

常勤職員の介護休暇について、指定期間の分布状況は、
「1月以下」が38.6%と最も多く、次いで「1月超2月以下」が18.2%、「5月超6月以下」が17.4%の順となっている。

介護休暇の指定期間別使用者数(常勤職員)							(人)
合計	1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超 6月以下	うち6月
236 (100.0%)	91 (38.6%)	43 (18.2%)	29 (12.3%)	23 (9.7%)	9 (3.8%)	41 (17.4%)	30 (12.7%)

(注)(1)「指定期間」は、職員の申出に基づき、職員が介護休暇を請求できる期間として各省各庁の長が指定する期間。職員はこの指定期間の中で、全日の休暇又は時間単位の休暇を使用。
(2) 指定期間が年をまたぐ場合には、令和6年内における期間だけでなく指定期間全体について計上しており、また、分割して指定している場合には、通算した期間について計上している。

7 介護休暇の分割取得の状況

令和6年に介護休暇を使用した常勤職員のうち、分割取得をした職員の割合は、28.4%

介護休暇の分割取得の有無別使用者数(常勤職員)(人)

合計	分割取得 あり	分割取得 なし
236 (100.0%)	67 (28.4%)	169 (71.6%)

常勤職員の介護休暇使用後の状況について、職員による介護が不要となった職員は58.7%引き続き職員の介護が必要な場合、最も多く利用されている制度は短期介護休暇。

合計	職員による介護が不要						引き続き職員が介護						不明		
	小計	対象者が死亡	対象者が治癒	家族等が介護	介護施設へ入所	その他	小計	早出遅出勤務を利用	フレックスタイム制を利用	介護時間を利用	年次休暇を利用	短期介護休暇を利用		欠勤して介護	その他
184 (100.0%)	108 (58.7%)	36 (19.6%)	38 (20.7%)	16 (8.7%)	11 (6.0%)	7 (3.8%)	66 (35.9%)	6 (3.3%)	16 (8.7%)	11 (6.0%)	23 (12.5%)	38 (20.7%)	0 －	15 (8.2%)	9 (4.9%)

(注) 令和7年1月1日以降も引き続き介護休暇を使用している者は含まない。

Ⅲ 配偶者同行休業実態調査の結果

令和6年度における配偶者同行休業の取得状況

新たに配偶者同行休業をした

- ・ 常勤職員は、78人(男性15人、女性63人)(前回調査(令和4年度) 全体83人(男性9人、女性74人))
- ・ 配偶者の外国滞在事由別では、外国での勤務が69人(前回調査(令和4年度)64人)、
大学等での修学が7人(前回調査(令和4年度)19人)、事業の経営等が2人(前回調査(令和4年度)0人)
- ・ 平均休業期間は、2年1月(前回調査(令和4年度)1年7月)

(人)

	合 計	配偶者の外国滞在事由		
		外国での勤務	事業の経営等	大学等での修学
全体	78 (83)	69 (64)	2 (0)	7 (19)
	男性	15 (9)	15 (6)	0 (0)
	女性	63 (74)	54 (58)	2 (0)

平均休業期間
2年1月 (1年7月)

(注)(1)「配偶者同行休業」は、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度。

(2) 各欄の()内は、前回調査(令和4年度)の結果による。

令和6年度における一般職国家公務員の育児休業の新規取得状況

	男性			女性		
	新規取得者数(A)	令和6年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(B)	取得率(%) A/B	新規取得者数(A')	令和6年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(B')	取得率(%) A'/B'
会計検査院	16	16	100.0%	15	15	100.0%
人事院	9	10	90.0%	8	8	100.0%
内閣官房	21	27	77.8%	2	2	100.0%
内閣法制局	2	2	100.0%	2	2	100.0%
内閣府	46	61	75.4%	20	17	117.6%
宮内庁	11	16	68.8%	4	6	66.7%
公正取引委員会	17	17	100.0%	8	6	133.3%
警察庁	112	126	88.9%	30	24	125.0%
個人情報保護委員会	3	4	75.0%	0	0	-
カジノ管理委員会	3	3	100.0%	1	1	100.0%
金融庁	34	53	64.2%	24	25	96.0%
消費者庁	8	11	72.7%	4	5	80.0%
こども家庭庁	9	9	100.0%	3	3	100.0%
デジタル庁	6	6	100.0%	1	1	100.0%
復興庁	6	7	85.7%	0	0	-
総務省	73	97	75.3%	52	54	96.3%
公害等調整委員会	0	1	0.0%	0	0	-
消防庁	3	4	75.0%	0	0	-
法務省	857	1,053	81.4%	342	346	98.8%
出入国在留管理庁	107	107	100.0%	68	68	100.0%
公安審査委員会	0	0	-	0	0	-
公安調査庁	40	47	85.1%	12	15	80.0%
外務省	51	116	44.0%	54	47	114.9%
財務省	298	338	88.2%	127	126	100.8%
国税庁	1,136	1,170	97.1%	537	548	98.0%
文部科学省	35	40	87.5%	27	23	117.4%
スポーツ庁	2	4	50.0%	1	1	100.0%
文化庁	1	3	33.3%	5	2	250.0%
厚生労働省(中央労働委員会を含む。)	451	460	98.0%	278	246	113.0%
農林水産省	111	124	89.5%	92	86	107.0%
林野庁	52	61	85.2%	27	24	112.5%
水産庁	9	13	69.2%	6	6	100.0%
経済産業省	80	99	80.8%	45	46	97.8%
資源エネルギー庁	7	14	50.0%	4	4	100.0%
特許庁	40	45	88.9%	20	21	95.2%
中小企業庁	1	4	25.0%	2	2	100.0%
国土交通省	456	520	87.7%	214	210	101.9%
観光庁	4	5	80.0%	1	1	100.0%
気象庁	87	84	103.6%	19	16	118.8%
運輸安全委員会	2	2	100.0%	2	1	200.0%
海上保安庁	306	453	67.5%	63	60	105.0%
環境省	40	53	75.5%	18	17	105.9%
原子力規制庁	10	13	76.9%	4	4	100.0%
防衛省	0	0	-	0	0	-
小 計	4,562	5,298	86.1%	2,142	2,089	102.5%
行政執行人国立公文書館	0	1	0.0%	2	2	100.0%
行政執行人統計センター	5	6	83.3%	6	8	75.0%
行政執行人造幣局	6	14	42.9%	2	2	100.0%
行政執行人国立印刷局	46	54	85.2%	15	18	83.3%
行政執行人農林水産消費安全技術センター	6	8	75.0%	8	9	88.9%
行政執行人製品評価技術基盤機構	5	7	71.4%	3	3	100.0%
行政執行人駐留軍等労働者労務管理機構	4	5	80.0%	2	2	100.0%
小 計	72	95	75.8%	38	44	86.4%
総 計	4,634	5,393	85.9%	2,180	2,133	102.2%

(注) 1 「新規取得者数」とは、令和6年度に令和6年度以前に生まれた子についての最初の育児休業を取得した職員数をいう。
2 「令和6年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)」とは、同年度中に子が出生した職員で、臨時的任用職員並びに育児休業、配偶者同行休業又は産前・産後休暇に伴う任期付職員並びに勤務延長職員以外の者をいう。
3 「取得率」は、「令和6年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)」に対する「新規取得者数」の割合。
「新規取得者数」には、令和5年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和6年度になって当該子についての最初の育児休業を取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

令和6年度における一般職国家公務員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

	令和6年度 中に子が 生まれた男 性職員数 (A)	配偶者出産休暇		育児参加のための休暇		配偶者出産休暇及び 育児参加のための休暇	
		(A)のうち 配偶者出 産休暇を 使用した職 員数(B)	使用率 (%) B/A	(A)のうち 育児参加 のための 休暇を使 用した職員 数(B')	使用率 (%) B'/A	(A)のうち 合わせて5 日以上の中 断した職員 数(C)	使用率 (%) C/A
会計検査院	16	14	87.5%	15	93.8%	15	93.8%
人事院	10	7	70.0%	7	70.0%	7	70.0%
内閣官房	30	26	86.7%	24	80.0%	22	73.3%
内閣法制局	2	2	100.0%	2	100.0%	1	50.0%
内閣府	61	57	93.4%	58	95.1%	55	90.2%
宮内庁	16	15	93.8%	13	81.3%	10	62.5%
公正取引委員会	17	12	70.6%	15	88.2%	14	82.4%
警察庁	126	123	97.6%	121	96.0%	112	88.9%
個人情報保護委員会	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
カジノ管理委員会	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
金融庁	53	47	88.7%	47	88.7%	41	77.4%
消費者庁	11	10	90.9%	11	100.0%	9	81.8%
こども家庭庁	9	9	100.0%	7	77.8%	7	77.8%
デジタル庁	6	6	100.0%	4	66.7%	4	66.7%
復興庁	7	6	85.7%	5	71.4%	5	71.4%
総務省	97	91	93.8%	83	85.6%	79	81.4%
公害等調整委員会	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
消防庁	4	3	75.0%	2	50.0%	2	50.0%
法務省	1,099	1,064	96.8%	1,012	92.1%	923	84.0%
出入国在留管理庁	107	95	88.8%	92	86.0%	84	78.5%
公安審査委員会	0	0	-	0	-	0	-
公安調査庁	47	44	93.6%	46	97.9%	38	80.9%
外務省	116	74	63.8%	70	60.3%	58	50.0%
財務省	338	329	97.3%	307	90.8%	282	83.4%
国税庁	1,170	1,124	96.1%	1,041	89.0%	977	83.5%
文部科学省	40	38	95.0%	31	77.5%	27	67.5%
スポーツ庁	5	5	100.0%	5	100.0%	4	80.0%
文化庁	3	3	100.0%	2	66.7%	2	66.7%
厚生労働省(中央労働委員会を含む。)	477	454	95.2%	423	88.7%	387	81.1%
農林水産省	124	117	94.4%	110	88.7%	93	75.0%
林野庁	61	55	90.2%	46	75.4%	38	62.3%
水産庁	13	12	92.3%	10	76.9%	10	76.9%
経済産業省	99	93	93.9%	85	85.9%	74	74.7%
資源エネルギー庁	14	11	78.6%	10	71.4%	9	64.3%
特許庁	45	38	84.4%	38	84.4%	34	75.6%
中小企業庁	4	3	75.0%	3	75.0%	3	75.0%
国土交通省	576	552	95.8%	502	87.2%	435	75.5%
観光庁	5	5	100.0%	4	80.0%	3	60.0%
気象庁	84	80	95.2%	77	91.7%	64	76.2%
運輸安全委員会	2	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
海上保安庁	453	446	98.5%	439	96.9%	431	95.1%
環境省	53	47	88.7%	37	69.8%	34	64.2%
原子力規制庁	13	12	92.3%	11	84.6%	10	76.9%
防衛省	0	0	-	0	-	0	-
小 計	5,422	5,139	94.8%	4,825	89.0%	4,413	81.4%
行政執行人国立公文書館	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
行政執行人統計センター	6	5	83.3%	2	33.3%	2	33.3%
行政執行人造幣局	14	14	100.0%	12	85.7%	10	71.4%
行政執行人国立印刷局	54	54	100.0%	50	92.6%	45	83.3%
行政執行人農林水産消費安全技術センター	8	8	100.0%	8	100.0%	6	75.0%
行政執行人製品評価技術基盤機構	7	7	100.0%	4	57.1%	4	57.1%
行政執行人駐留軍等労働者労務管理機構	5	4	80.0%	5	100.0%	2	40.0%
小 計	95	93	97.9%	82	86.3%	70	73.7%
総 計	5,517	5,232	94.8%	4,907	88.9%	4,483	81.3%